

市長出演！自転車利用ルールの周知徹底を目指した地域連携による広報活動の報告

中原 圭太¹・田村 香音²

¹株式会社建設技術研究所 九州支社 道路・交通部（〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-12CTI福岡ビル）

²株式会社建設技術研究所 大阪本社 道路・交通部（〒541-0045 大阪市中央区道修町1-6-7）

自転車は、生活の身近な移動手段やレジャーの手段として広く利用されている一方で、安全性やマナーの問題による課題も大きな社会問題となっている。2024年に改定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」でも「利用ルールの徹底」の重要性が強調されており、全国的に早急な対応が求められている。本論文では、芦屋市内の青矢羽根整備区間を対象に、兵庫国道事務所が実施した自転車利用ルールの広報活動を報告する。地域との連携を図るため、兵庫県警や芦屋市と協力し、オリジナルキャラクター制作や芦屋市長出演動画のYoutube配信等、新たな手法で周知を実施した結果、自転車のルールの認知率やマナーの向上に寄与した。

キーワード 交通安全教育，自治体連携，意見交換，広報，情報発信

1. はじめに

自転車は、買物や通勤、通学、子供の送迎等の日常生活における身近な移動手段や、サイクリング等のレジャーの手段として、多くの人々に利用されている。近年では、環境負荷の少ない移動手段としても注目され、健康増進や脱炭素社会、地域活性化や交通混雑の緩和等といった観点から、国としてもその活用を推進している。

しかしながら、道路における自転車走行の安全性については、依然として多くの課題が残存していることが現状である。自転車が安全に走行するための十分な専用通行空間が不足していることや、青矢羽根などの路面表示の不整備・劣化など、ハード面の課題は多岐にわたる。

一方で、歩道上の高速走行や逆走、夜間のライト無点灯等の無秩序な利用も多く見られ、ルールやマナーの理解不足といったソフト面での課題も大きな社会問題として取り上げられている。

こういった背景のもと、令和6年6月に改定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では「質の高い自転車通行空間の整備促進」とともに「利用ルールの徹底」の重要性が強く謳われており、全国的に早急な対応が求められている。自転車利用の利便性を損なうことなく安全で快適な走行環境を整えるためには、ハード面・ソフト面の両方からのアプローチが不可欠となる。

2. 芦屋市の青矢羽根整備の概要

当該箇所は、国道2号 芦屋市上宮川町西～楠町（約

0.7km）、芦屋市道2箇所では、2022年度に車道混在が整備された。（図-1、2）当該箇所は、JR芦屋駅に近いことから朝夕ピークに100台/hを超える自転車交通量（図-3）があり、「芦屋市自転車ネットワーク計画」にて、ガイドラインの選定項目に基づき抽出される「自転車ネットワーク路線」として選定されており、将来的に国道2号は自転車道に、市道2箇所は自転車専用通行帯に整備予定となっている。



出典：国土地理院地図を基に作成

図-1 車道混在整備箇所位置図



図-2 青矢羽根整備状況

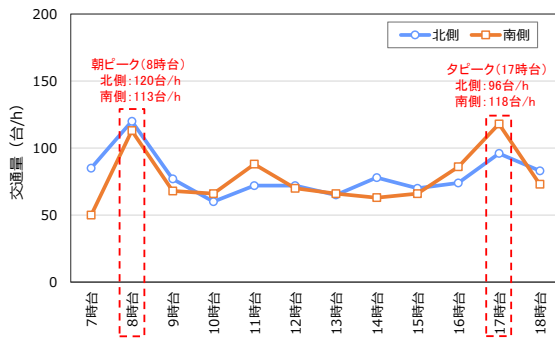
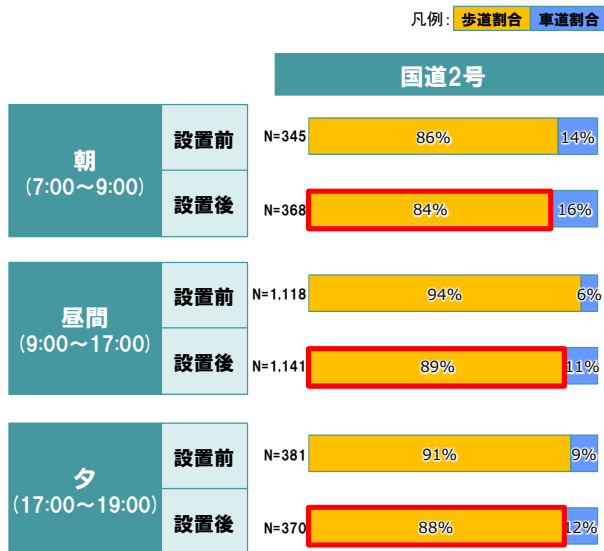


図-3 国道2号における自転車交通量

3. 整備後に明らかになった課題

(1) 車道への転換不足

自転車通行空間明示効果として、車道と自歩道の通行割合をビデオ観測により計測した。その結果、整備前後で大きく変わらずどの時間帯も8割以上の自転車が自歩道を通行している状況であった。（図-4）

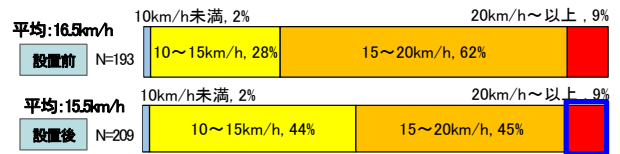


出典：交通量調査日時（整備前：2020年12月15日（火）、整備後：2022年11月17日（木）7時～19時）

図-4 車道と歩道の通行割合（断面合計）

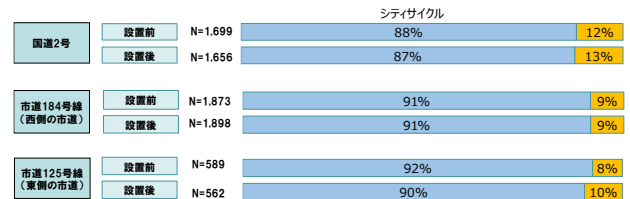
(2) 自歩道上での高速走行

自歩道上を走行する自転車の平均速度は、歩道通行時のルールに概ね沿った10km/h未満の低速車は、依然2%程度と設置前から増加してしておらず（図-5）、20km/h以上の自転車が約1割を占める状況であった。また、歩道通行に占めるスポーツ車の割合も約1割（図-6）と変化なく、青矢羽根設置後も歩行者と自転車が交錯する事故のリスクが残存する状況であった。



出典：交通量調査日時（整備前：2020年12月15日（火）、整備後：2022年11月17日（木）7時～19時）

図-5 歩道を通行する自転車の走行速度（7:50～8:50）



出典：交通量調査日時（整備前：2020年12月15日（火）、整備後：2022年11月17日（木）7時～19時）

図-6 歩道を通行する自転車の走行速度（7:50～8:50）

(3) 自転車利用マナーの悪さ

バス事業者2社を対象に、芦屋市に整備された青矢羽根路面表示の印象等をヒアリングしたところ、どちらの事業者も車道上で自転車と混在して走行することにストレスを感じている部分も多いとのことがあった。

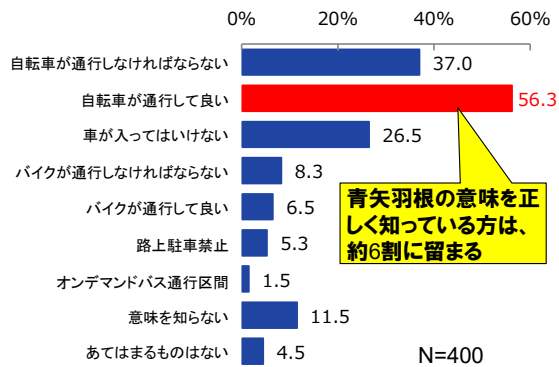
【バス事業者の主な意見】

- 車道を走行する学生やスポーツバイクが非常に多く、自動車側からはなかなか追い抜きにくい。
- 左折時の幅寄せ時に巻き込み確認を徹底している。少しでも幅を空けると自転車がすり抜けてくる。
- 自転車側からすれば、青矢羽根の整備は走行位置の選択肢が増えたという印象なのではないか。そもそも青矢羽根上での走行ルール等をしっかりと認知できていないと思う。
- 自転車側にも道路交通法を学んでもらうことが必要であり、交通ルールを把握していない状態で車道を走行させるのは危険である。
- 自転車が車道を走行することで、ドライバーの方が気を遣うことが多い。自転車との事故が発生した場合、過失割合では必ずバスが不利である。バスは自家用車程すぐに急減速できないので、自転車側にも当事者の意識をしっかりと持って、注意をしてほしい。

(4) 自転車利用ルールの認知不足

当該区間を日常的に自転車で通行する方を対象にアンケート調査を実施したところ、青矢羽根の意味を理解している方は約6割に留まっていた。また、車道が怖いから歩道を通行する方が多く、その他、路上駐車や車との並走に危険を感じていることが分かった。自転車ルールの理解にバラツキがあり、十分浸透していない実態が明

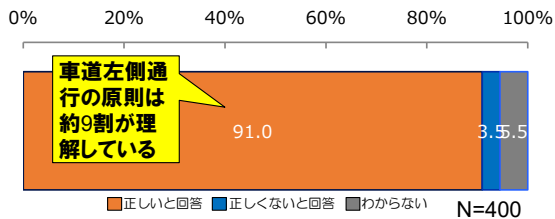
らかになった。(図-7、8)



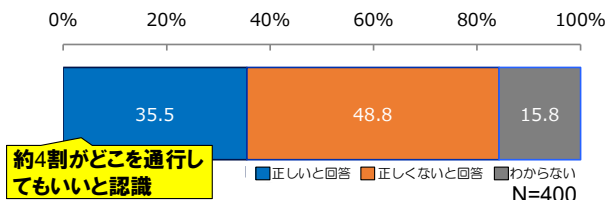
出典；WEB アンケート調査（芦屋市、神戸市、尼崎市、西宮市内在住で、週1回以上当該区間を通過する自転車利用者）

図-7 青矢羽根の意味の認知状況

①自転車は、車道の左端通行が原則である。



②普通自転車歩道通行可の標識がある歩道を自転車通行する際は、歩行者に気をつけていれば、どこを通行してもよい。



③矢羽根のマーク上を自動車は通行することができない。

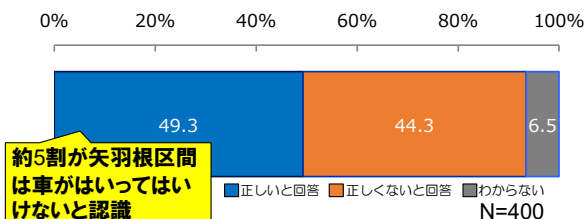


図-8 一般的な自転車通行ルールの認知度

4 周知徹底に向けた広報施策

(1) 広報施策の方針

これまでの効果検証結果を踏まえ、自転車ルールに関する更なる浸透が必要であることから、今年度は整備概要、自転車利用ルールの周知を目的とした広報活動を検討した。(表-1)

表-1 広報ターゲットとポイント

ターゲット	課題	周知すべきポイント
自転車利用者	- 青矢羽根設置後に歩道から車道に転換した自転車はわずか - 歩道で徐行しない - 車道通行時の逆走 - 自転車が停車車両を追い越す際に後続車両を確認しない	- 自転車ルールの浸透 ①自転車は原則車道 ②歩道走行時歩行者優先・徐行義務 ③車道逆走禁止 ④後方確認の習慣付け ⑤交差点通過時は左折車に気を付ける
自動車ドライバー	- 自転車を追い越す時や左折時の後方確認をしない - 自転車がストレス	- 左折時に後続する自転車の有無を確認してから左折する - 駐停車車両を回避する自転車の気を付けながら運転する

なお、広報施策の方針を検討するにあたって兵庫国道事務所を中心に芦屋市および兵庫県警と連携し、関係機関による勉強会を計3回実施した。各回では、整備状況や実態調査結果を共有した上で、ターゲット層の整理、伝えるべき情報や媒体ごとの訴求力について議論を実施した。これらの勉強会を通じ、関係機関との合意形成を経て、最終的な広報施策の内容を決定した。(図-9)

関係者会議実施日		(関係者会議の様子)	参加者
第1回	6.4(火)		・芦屋市 ・兵庫県警察本部 ・芦屋警察署 ・兵庫国道事務所
第2回	7.2(火)		
第3回	7.30(火)		
		撮影日：7月30日(火)	
ターゲット	細分化	広報媒体や場所	
自転車ユーザー 【芦屋市民】	子供を乗せた電動アシスト自転車	➢ 下記施設でのチラシ配布・ポスター掲示 幼稚園・保育園・こども園等の児童福祉施設、 買い物店舗、子供向けの娯楽施設	
	駅ユーザー (通勤通学)	➢ 下記施設でのチラシ配布・ポスター掲示 小中学校・駅周辺の駐輪場 ➢ 駅構内デジタルサイネージ	
	その他	➢ 公共施設のチラシ配布・ポスター掲示 ➢ X（兵庫国道公式アカウント） ➢ Youtube（兵庫国道公式チャンネル、芦屋市広報番組【公式】、兵庫県警察公式等）	
自動車ドライバー 【芦屋市民＋α】		➢ 下記施設でのチラシ配布・ポスター掲示 市役所、警察署、教習所・運転免許センター ➢ 市役所でのデジタルサイネージ ➢ X（兵庫国道公式アカウント）、Youtube（兵庫国道公式チャンネル、芦屋市広報番組【公式】、兵庫県警察公式等）	

図-9 勉強会における決定事項

(2) 広報手法の検討

利用者の行動変容と理解促進を図るため、単なる注意喚起にとどまらず視認性や親しみやすさを重視し、「基本的な自転車利用ルールの正確な伝達」とともに「共感を生むコンテンツづくり」を重視した。その一環として、オリジナルキャラクターを作成し、広報物に登場させることで視覚的な印象が強まるよう工夫した。

a) チラシ・ポスター

チラシ・ポスターは、自転車利用者やドライバーがそれぞれ当事者意識を持てただけよう、自転車版、クルマ版の2種デザインを作成した。(図10、11)



図-10 自転車版チラシ



図-11 クルマ版チラシ

自転車版チラシは、手に取っていただくためポップなデザインを意識し、内容に親しみを持っていただくためキャラクターを作成した。内容は車道左側通行を強調し、自分事として見ていただくためルールを守らなかった場合に発生する罰金の紹介なども行った。クルマ版チラシは、ルールを守る重要性を理解いただけるよう兵庫県内の自転車事故についてを表記した。クルマユーザーにも自転車の基本的なルールを知っていただくため、既存情報にアクセス可能なQRコードを掲載し詳細を案内した。

チラシ・ポスターは、芦屋市内の児童福祉施設や学校、買い物施設や駐輪場等に配布・掲載した。自転車版とクルマ版を合わせ、約15,000枚ほど配布した。(表-2)

表-2 配布先

チラシ・ポスター配布施設	配布数		ポスター設置	
	自転車	クルマ	自転車	クルマ
児童福祉施設	芦屋市立 岩園幼稚園 ほか30施設	2,441枚	各1枚	—
小学校	芦屋市立 浜風小学校 ほか7施設	4,910枚	各1枚	—
中学・高等学校	芦屋市立 山手中学校 ほか8施設	3,155枚	各1枚	—
買い物店舗	コープ浜芦屋店 ほか3店舗	各30枚	各30枚	各1枚
娯楽施設	シンコースポーツ体育館 ほか1店舗	—	—	—
公共施設	芦屋市立 潮芦屋交流センターほか5施設 (自治会は13箇所)に配布	240枚	240枚	各1枚
駐輪場	阪神打出駅前自転車駐輪場ほか9駐輪場	300枚	—	—
市役所	芦屋市役所 市民サービスコーナー	30枚	—	1枚
警察署	兵庫県 芦屋警察署	30枚	30枚	1枚
教習所	県警より配布	—	2,900枚	各1枚
計		11,560枚	3,570枚	197枚

b) 広報動画の作成・配信

住民へのメッセージとしての説得力を高めるため、動画広報では芦屋市長の出演を提案した。関係者会議を経て決定した動画内容について、芦屋市との協議を実施し、芦屋市長の出演依頼や詳細な動画内容を議論した。視聴者への親近感や注目度・説得力の向上を図るため、芦屋市長にヘルメットを着用していただき青矢羽根整備箇所を走行いただいた。動画は、兵庫国道事務所や芦屋市、兵庫県警察公式のSNS等で配信した。(図-12)



図-12 広報動画シーン抜粋

5. 効果検証

(1) 効果検証結果の概要

チラシ・ポスターの配布後(動画配信前)の青矢羽根の整備状況や自転車五原則等のルールの広報による効果検証結果を表-3に示す。

整備箇所の交通状況は、車道への転換も一定数みられたが、車道上の逆走車の割合にほとんど変化は見られず、歩道を通行する自転車の速度についても効果は限定的であった。また、バス事業者へのヒアリングでは、市道184号線は以前に比べて逆走車は減ったものの、逆走車

についての課題はまだ残るとの意見を頂いた。
道路利用者の意識は、自転車五原則等の規則の理解度は向上しており、「チラシを見て行動が変わった点または行動を変えようと思った点」として「左側通行を守る」といった意見が多くあがっていることから、自転車通行時の規則に対する意識は向上したことが分かった。また、バス事業者へのヒアリングでは、自転車利用者のマナーは向上したと感じ、バスドライバーから自転車への苦情が少なくなったと意見を頂いた。

ただし、車道を通行する自転車利用者からは「車の近くを走るので基本危ない」という意見が6割、歩道を通行する自転車利用者からは「車道を走るのが怖い」という意見が9割と多くなっている。よって、車道における安全性には引き続き課題が残っていると推測される。

広報状況については、チラシを「見かけた」と回答した人が全体の4割を占め、そのうち「中身を確認した」と回答した人は6割となった。また、チラシを見かけた場所としては市役所が最も多く、チラシの良かったところとして「青矢羽根の意味が役に立った」という意見が4割となっていた。

表-3 検証結果まとめ

検証の視点	検証結果
整備箇所の交通状況	・車道の通行割合は各路線とも増加しており、車道への転換が見られた ・車道での逆走は国道2号、市道184号では大きな変化はなく、市道125号では増加していた。 ・ヒヤリハットは市道184号で多く見られた。 ・バス事業者へのヒアリングでは、市道184号線は以前に比べて逆走車は減ったものの、逆走車についての課題はまだ残るとの意見を頂いた。 →車道への転換が見られる一方で、逆走車やヒヤリハットが発生していることから、引き続き課題が残っていると考えられる。
道路利用者の意識	・自転車に関する規則の理解度は昨年度と比較して向上していた。 ・チラシを見て行動が変わった点または行動を変えようと思った点として「左側通行を守る」といった意見が多くあがった。 ・バス事業者へのヒアリングでは、自転車利用者のマナーは向上したと感じ、バスドライバーから自転車への苦情が少なくなったと意見を頂いた。 →自転車通行時の規則に対する意識は向上していると考えられる。
広報状況	・チラシを見かけた人が4割、見かけた人のうち中身を確認した人は6割となっており、一定の認知が確認できた。 ・チラシを見かけた場所としては市役所が4割、チラシの良かったところとして「青矢羽根の意味が役に立った」という意見が4割と最も多くなっていた。 →一定の認知が確認されており、チラシの主題であった青矢羽根の意味についての広報が役に立ったという意見がみられた。 また、市役所でのチラシ配布が効果的であったことから、今後の広報においても留意するとよい。

表-4 自転車利用規則の認知率向上状況

設問	答え	正答率	
		過年度	今年度
普通自転車歩道通行可の標識(図1)がある道では、自転車は歩道を通行しなければならない。	必ず歩道でなくても良い	39.8%	55.4%
普通自転車歩道通行可の標識(図1)がある歩道を自転車で行く際は、歩行者に気をつけていれば、どこを通行してもよい。	歩道の車道寄りを行きなければならない	48.8%	61.9%
自転車は車道通行が原則ではあるが、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等については、歩道を通行することができる。	○	43.5%	55.9%
自転車では歩道を通行する際には、歩行者がいなければ自分が安全と思う速度まで出してもよい。	徐行しなければならない	82.3%	90.6%
車道を通行している場合、自転車利用者が見るべき信号(図2)はどちらでしょうか。	②	65.8%	77.2%
歩道を通行している場合、自転車利用者が見るべき信号(図2)はどちらでしょうか。	①	63.0%	86.1%
信号のある交差点を自転車で行き折しようとする場合、図3のように進行しなければならない。	二段階右折をする必要がある	78.5%	86.6%

※WEBアンケート調査(過年度:令和5年2月実施(n=400) 今年度:令和6年11月実施(n=222))

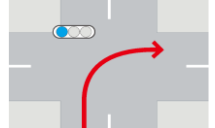
(図1)



(図2)



(図3)



＜青矢羽根整備区間＞



＜車道通行割合の変化＞

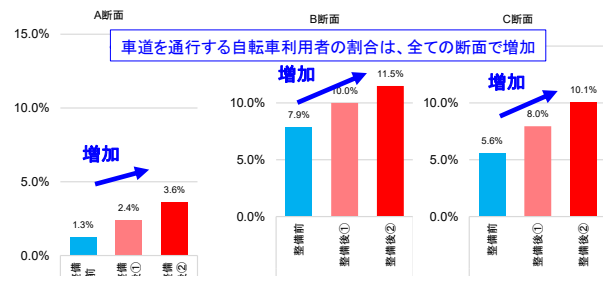


図-13 車道通行割合の増加状況

(2) バス事業者からの声

バス事業者へのヒアリングの結果、国道2号の青矢羽根上での逆走は減った。ただし、逆走を含め自転車走行車のマナーは車と比較するとまだまだであり、今後もマナー向上の取り組みを進めて頂きたい、とのご意見をいただいた。

6. 今後の展望

今回の効果検証結果は、チラシポスターのみを対象相としているため、動画配信後の効果検証を今後実施予定である。一定の効果がみられたことから、他地域への水平展開を検討する予定である。